

焼津市農業委員会 5 月総会議事録

1 日時

令和 7 年 5 月 1 9 日（月）午後 2 時 00 分 ～ 午後 2 時 45 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	×
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	杢村 輝夫	×	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主査 荻野将憲 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第 5 号 農地の利用目的変更届出について

第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 7 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>16 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	ただ今から令和 7 年 5 月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。 9 番増田龍治委員、17 番河合英夫委員両名にお願いします。 それでは、報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 7 号までを、一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 7 号までを朗読】
議長	質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 7 号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 7 号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 3 を審議します。 本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。 【委員 退室】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 3 を朗読後、説明】 申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地正門より北西へ約 150 m に位置している青地農地です。 譲渡人は、市内に住んでおりますが、今後の営農については難しいと考えていたところ、申請地を現在、利用権で耕作している譲受人が、水稻の経営規模拡大のために農地を取得したいと申し出があり、譲渡人と贈与の合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。 譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 16 番	事務局の説明のとおりです。この案件は所有者から譲受人への贈与の案件となります。 地区委員での現地調査等の結果、譲受人は代々 30 年以上前から耕作をして

	おり、隣地も譲受人が耕作をしているため、合理的な耕作ができると考えます。耕作実態は変わらず、所有権が変わるのみとなりますので、問題は無く許可相当と考えます。 皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号3を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号、番号3は許可することに決定しました。 それでは、退席されていた委員の入室を認めます。 【委員 入室】 続いて議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号4を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号4を朗読後、説明】 申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地管制塔から南へ約800mに位置している農業振興地域の農用地区域外です。 譲渡人は市内に住んでおり、当該申請地は利用権を設定し、新規就農者である譲り受け人に、5年ほどから畑として貸し出しております。 譲受人は申請地のビニールハウス内でイチゴを栽培し、収穫、耕作、管理を行っています。今回、経営も安定したため、所有権を取得したく、譲渡人と売買の合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。 今後は、現在あるビニールハウスを増設する計画があるようです。 譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
推進委員 29番	この案件は事務局の説明のとおり、譲受人が農地の購入をしたいという申請であります。 申請人は新規就農者としてイチゴの栽培を現在しており、耕作状況から今回の申請について何ら問題は無いと考えました。 皆様方、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号4を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】

	異議なしと認め、議案第 1 号、番号 4 は許可することに決定しました。
議長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可について」の番号 2 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 2 号、番号 2 を朗読後、説明】 申請地は、国道 1 5 0 号線富士見橋より焼津方面へ約 3 5 0 m に位置している国道に隣接した第 1 種に該当する 6 1 m²の農地です。 本件は、隣地である相川の宅地に貸店舗や共同住宅があり、駐車場として敷地を拡張するため転用したいという申請であります。 申請地の北東側と南西側は宅地と田、北西側は宅地、南東側は農用地の田に面しております。 審査したところ、本案件は第 1 種農地の不許可の例外規定であります、「既存施設の拡張」に該当する案件であります。 既に 3 方向を宅地に囲まれ、道路に接していない細長く狭い農地であり、駐車場スペースに不足を生じている現状、また周辺に駐車場としての適地がないことを勘案し、業務上必要な範囲での拡張と考えます。 駐車場への転用の確実な実行性が見込め、また、申請地周辺の農地に与える影響は軽微と判断できることから、第 1 種農地ではありますが、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 8 番	5 月 5 日に委員 3 名で現地調査を行いました。 申請地は 1 5 0 号線に面している敷地の拡張部分となり、以前転用があった際に、農地として利用するよう計画があったところとなります。 隣接地は店舗、共同住宅等に囲まれ、該当地を転用しても周囲に与える影響は軽微であることから許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 2 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 2 号、番号 2 は許可することに決定しました。
議長	次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の番号 2 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 2 を朗読後、説明】 申請地は、東名高速道路日本坂パーキングエリア下りより東に約 2 5 0 m に位置している第 3 種に該当する農地です。 本件は、石脇下の畑 2 2 5 m²について、農家住宅に居住の申請者が、住宅の移転建築のために転用したいという申請であります。使用貸人は、子供と共同

	で住居を建築するため使用借人の息子と２名での申請となります。 現在の居住は、老朽化しており、早期に再築したい希望がありましたが、現在地が急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、再築できない状況です。 隣接地と申請地を一体利用して農家住宅の建築を行い、引き続き農業を行っていくことを希望し、今般の申請に及んだものであります。なお、申請地周辺以外に藤枝市にも耕作地があり、合計の耕作面積は8479.11㎡となります。 また、解体更地にした宅地については、一部分は、農業用倉庫は残すものの、畑として利用する計画があります。 申請地の北側は畑、東側及び西側は宅地、南側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第３種農地であり、一般基準をみたせば許可となります。 転用面積は適正であり、都市計画法の適合証明を得ていること、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 ２１番	５月４日に地区の委員で現地調査を行いました。 事務局からの説明のとおり、申請地の北側にある、申請者の宅地の裏に竹林があり急傾斜地となっています。転用にあたり、周りに与える影響は軽微であることから許可相当と判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第３号、番号２を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第３号、番号２は許可することに決定しました。
議長	次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可について」の番号３を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第３号、番号３を朗読後、説明】 申請地は、飯淵グラウンドから北に約５００ｍに位置している第３種に該当する農地です。 本件は、譲受人が近隣で操業している物流センター施設内を再整備することとなり、現在駐車している大型及び従業員車両置き場が不足することから、既存駐車場の拡張を目的としております。 一体利用で２，０００㎡以上の敷地となりますが、都市計画課の土地利用申請手続きの計画は承認されています。 申請地の北側は宅地、東側は既存駐車場、東側は農地、南側は道路であります。

	なお申請地東側の土地から入っていた農業用用水が申請地を横断して西側の隣接地に流れていたため、用水の確保として水路を整備する計画が転用計画に含まれております。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。 転用面積は利用目的上、適正であり、周辺の農地への影響も用水について配慮がされており、その他の影響は軽微であると判断できることから、事務局判断で、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11番	以前、転用相談があった際に、申請地に農業用水が通っているため、農地法の許可にあたり農業用水路の確保について話をした経緯があります。 今回の申請書類を確認し、計画図内に水路の整備も含まれ、問題ないかと思えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号3を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号3は許可することに決定しました。
議長	次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号を説明】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
地区委員 9番	少し教えてください。表の中にある方について、一度相談があったことがあります。その方は耕作の経験がありません。現在、農業について勉強しているようですが、耕作経験が無い場合にもこのように借りることができるのか、また何か耕作放棄地になった場合、誰が指導するのか教えてください。 本人に耕作の希望があり、農業を広めることは良いことだと思いますが、管理についてどうでしょうか。
事務局	農用地利用集積等促進計画の策定にあたり、市から農業委員会に意見聴取の依頼があります。対象の方は、初めて農地の耕作をする新規就農という形で、申請を受けております。 農地中間管理事業は、県の農業振興公社が主体となりますので、耕作できなくなった場合の指導は公社が行うこととなります。 いただいたご意見について、市と共有いたします。
議長	よろしいでしょうか。その他に質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号

	は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。
議長	以上をもちまして、令和7年5月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。